

協議 3 号

長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する
規則（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明
1 改正の理由	長野市立学校設置条例の一部改正に伴い、改正するもの
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり 長野市立七二会小学校笹平分校の通学区域に係る規定を除く (附則第3項、別表第1関係)。
3 施行期日	公布の日から施行する。
4 審議状況	(1) 総務部総務課との協議 6月30日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 7月 3日

長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する
規則（案）

長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成元年長野市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

別表第1 七二会の項中「（七二会甲及び七二会己の一部地域の3年生以下を除く。）」を削り、同表七二会笹平分校の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>○長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 平成元年 9 月 30 日長野市教育委員会規則第 4 号</p> <p>附 則</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>○長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 平成元年 9 月 30 日長野市教育委員会規則第 4 号</p> <p>附 則</p> <p><u>(七二会笹平分校の休校に伴う特例措置)</u></p> <p><u>3 当分の間、別表第 1 七二会笹平分校の項に定める通学区域は、同表の規定にかかわらず、同表七二会の項に定める通学区域の一部とみなす。この場合において、第 3 条中「前条」とあるのは、「前条又は附則第 3 項」とする。</u></p>																								
別表第 1 (第 2 条関係)	別表第 1 (第 2 条関係)																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">小学校名</th> <th style="width: 80%;">通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>城山</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>七二会</td> <td>長野市支所設置条例（昭和41年長野市条例第 9 号。以下「条例」という。）別表に掲げる七二会支所の所管区域</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>信更</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中条</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	小学校名	通学区域	城山	略	七二会	長野市支所設置条例（昭和41年長野市条例第 9 号。以下「条例」という。）別表に掲げる七二会支所の所管区域	<u>(削除)</u>		信更	略	中条	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">小学校名</th> <th style="width: 80%;">通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>城山</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>七二会</td> <td>長野市支所設置条例（昭和41年長野市条例第 9 号。以下「条例」という。）別表に掲げる七二会支所の所管区域 <u>(七二会甲及び七二会己の一部地域の 3 年生以下を除く。)</u></td> </tr> <tr> <td><u>七二会笹平分校</u></td> <td><u>七二会甲及び七二会己の一部（3 年生以下に限る。)</u></td> </tr> <tr> <td>信更</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中条</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	小学校名	通学区域	城山	略	七二会	長野市支所設置条例（昭和41年長野市条例第 9 号。以下「条例」という。）別表に掲げる七二会支所の所管区域 <u>(七二会甲及び七二会己の一部地域の 3 年生以下を除く。)</u>	<u>七二会笹平分校</u>	<u>七二会甲及び七二会己の一部（3 年生以下に限る。)</u>	信更	略	中条	略
小学校名	通学区域																								
城山	略																								
七二会	長野市支所設置条例（昭和41年長野市条例第 9 号。以下「条例」という。）別表に掲げる七二会支所の所管区域																								
<u>(削除)</u>																									
信更	略																								
中条	略																								
小学校名	通学区域																								
城山	略																								
七二会	長野市支所設置条例（昭和41年長野市条例第 9 号。以下「条例」という。）別表に掲げる七二会支所の所管区域 <u>(七二会甲及び七二会己の一部地域の 3 年生以下を除く。)</u>																								
<u>七二会笹平分校</u>	<u>七二会甲及び七二会己の一部（3 年生以下に限る。)</u>																								
信更	略																								
中条	略																								